

戦没者の
ご遺族の皆さまへ

戦没者遺骨を ご遺族のもとへ！

厚生労働省は先の大戦によって海外や沖縄、硫黄島で亡くなられた戦没者のご遺骨の身元を特定してご遺族のもとへお返しするため、DNA鑑定を実施しています。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。

厚生労働省が遺骨収集を行ってご遺骨の検体(DNA鑑定に使用する部位)を保管している地域

(50音順)

※令和6年3月末時点の状況。
他の地域もご遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。

- 硫黄島
- インド
- インドネシア
(西部ニューギニア含む)
- 沖縄
- 樺太
- 旧ソ連等
旧ソ連、モンゴル
- タイ
- 中部太平洋地域
ウエーク島、ギルバート諸島、トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島、メレヨン島
- 東部ニューギニア
- ノモンハン
- ビスマーク・ソロモン諸島
- フィリピン
- ミャンマー(ビルマ)

DNA鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省問い合わせ先

03-3595-2219

受付時間(平日のみ)
9:30~18:00

詳細はホームページをご確認ください



戦没者遺骨DNA鑑定

検索

.....申請についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方などもまずはご相談ください。.....